

やまもと事務所 News No. 68

今回の menu

- I. 保険料率の変更 II. 所得減税 III. 法改正情報 IV. 助成金
V. 年金『在職老齢年金の改正』 VI. 経営指針発表会報告

I. 3月分からの社会保険料率が変わります！（協会けんぽ）

◎健康保険料率・介護保険料率 3月分（4月に支給する給与）から変更となります。

都道府県	健康保険料率	前年比	被保険者負担割合	介護保険料率 (被保険者負担割合)
千葉県	9.87% ▶ 9.77%	↓	48.85/1000	1.82% ▶ 1.60% (8.0/1000) 前年比：↓
東京都	10.00% ▶ 9.98%	↓	49.90/1000	
神奈川県	10.02% ▶ 10.02%	→	50.10/1000	
埼玉県	9.82% ▶ 9.78%	↓	48.90/1000	
茨城県	9.73% ▶ 9.66%	↓	48.30/1000	

◎厚生年金保険料率 ⇒ 変更なし18.3%（被保険者負担割合9.15%）

- ・ 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ・ 健康保険組合に加入の事業所様は、ご加入の健康保険組合のホームページ等で保険料率をご確認ください。

II. 所得減税、知っていますか？ ～6月から始まります～

税制改正により、2024年分の所得税と住民税について減税措置があります。給与所得者、年金受給者、事業所得者それぞれ措置がありますが、ここでは給与計算時のポイントのみまとめましたのでご確認ください。

6月からの給与計算がとて複雑になります。詳細は国税庁のQ&Aもご参照いただくかご相談ください。

定額減税 特設サイト | 国税庁 (nta.go.jp)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

	所得税	住民税
対象者 (国内居住者)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・配偶者（103万円以下、本人の合計所得が900万円を超える場合も含む） ・扶養親族（16歳未満の子も含む） 	
減税額 対象者1人につき	3万円	1万円
控除の方法	6月支給の控除から減税額合計に達するまで次月以降に繰り越して控除する	6月分は控除しない 7月～来年5月で11分割して控除する

Ⅲ. 法改正情報

今年度は、『2024年問題』といわれる時間外労働の上限規制だけでなく、様々な法改正が控えています。今回は、労働に関係する法改正を中心に紹介します。

- ◆ 今まで時間外の労働時間数に制限がなかった**建設業や運送業などにも、4月から時間外労働の上限が始まります。**

主な上限の内容は以下のとおりです。※特別条項をつける場合

- ①時間外労働：年間 720 時間以内
- ②月の時間外労働と休日労働の合計：月 100 時間以内
- ③月の時間外労働と休日労働の合計の 2～6 ヶ月平均：80 時間以内
- ④月の時間外労働が 45 時間を超えられるのは年 6 回まで



建設業では、勤怠管理を人工単位で行ってきた会社も多いと思います。土曜日出勤が時間外労働になることもあり長時間労働にもつながるため、今後は正しい労務管理として実労働時間の把握が必要です。

やまもと事務所は、勤怠管理ソフト『ジョブカン勤怠』の認定アドバイザーです。勤怠管理などでお困りでしたらいつでもご相談ください。

- ◆ 雇用契約の労使トラブルを防ぐため、**4月1日以降に締結する雇用契約書（労働条件通知書）から、記載しなければいけない内容が追加されます。**

主な変更点は以下の3つです。

1. **就業場所・業務の変更範囲の明示**が必要になり、雇入れ時の就業の場所・内容に加え、将来的な変更の可能性についても記載しなければなりません。（全ての労働者が対象）
2. **更新上限等の明示**が必要になり、『契約期間もしくは更新回数の上限』を記載しなければなりません。（有期労働契約者が対象）
3. **無期転換申込機会※と無期転換後の労働条件の明示**が必要になります。（有期労働契約者が対象）
（※5年を超えた有期雇用者が申込により無期雇用に転換できる仕組み）

昨今、さまざまな労使トラブルが取り上げられ、解決に多くの時間と費用がかかるケースがあります。これらのトラブルを未然に防ぐためにも、雇用契約書等の作成が不可欠です。今回の法改正以外にも雇用契約書等の記載ルールは更新されています。雇用契約書等の作成でお困りの際は、お気軽にご相談ください。

- ◆ **労災保険料率の変更** に伴い、**今年度の労働保険料（2024年度概算保険料）**の計算から新しい保険料率を用いて計算します。

- ◆ **障害者雇用率の引き上げ** により、**4月からは従業員 40 人につき障害者 1 人**を雇入れることが求められます。



- ◆ **短時間労働者の社会保険適用拡大** により、**10月からは社会保険被保険者数が 51 人以上**の会社の週 20 時間以上の短時間労働者も対象になります。

IV. 助成金に関するご案内

助成金には、雇用関係、労働条件に関するもの等様々な種類がありますが、直近で改定があった一部の助成金についてご案内します。



◆特定求職者雇用開発助成金

ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障害者、高齢者〔60歳以上〕、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。

Point! ～令和5年10月1日以降に採用した労働者についてご注意ください～



支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、対象労働者が望む限り更新できる「**自動更新**」であることが**必要**です。

～自動更新にする際の注意～

就業が困難な方の場合、実際雇ってみて、体力不足・労働時間が思ったより短かったなど自動更新とすることのリスクもありますので慎重に判断されることをおすすめします。

※令和5年9月30日までに採用した労働者は、疎明証明書でも対応ができます。

◆キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

Point! ～正社員化コースが拡充されました～

令和5年11月29日以降に正社員化した場合の助成金額と要件の見直しがありました。

(中小企業の場合)	現行	拡充
助成金額 (6か月あたり)	57万円	80万円 (1期40万円×2期分)
対象となる有期雇用労働者の雇用期間	6か月以上3年以内	6か月以上

事前準備が必要です。
検討される場合は
ご連絡ください。

～受給できないケース～

① 正社員の募集で採用するが有期契約（非正規）で雇用契約を結び、6か月後に「正社員」とした場合

⇒不正受給の可能性大

② 非正規と正社員の違いが基本給の差だけの場合

⇒正社員化ではなく、昇給ではないか？と判断されることがあります

正社員と非正規では責任の程度、業務内容、賃金(手当・賞与・退職金・その他)など明確な違いを設ける必要があります。両者の違いを社内で見直してみることをおすすめします。



◆両立支援等助成金

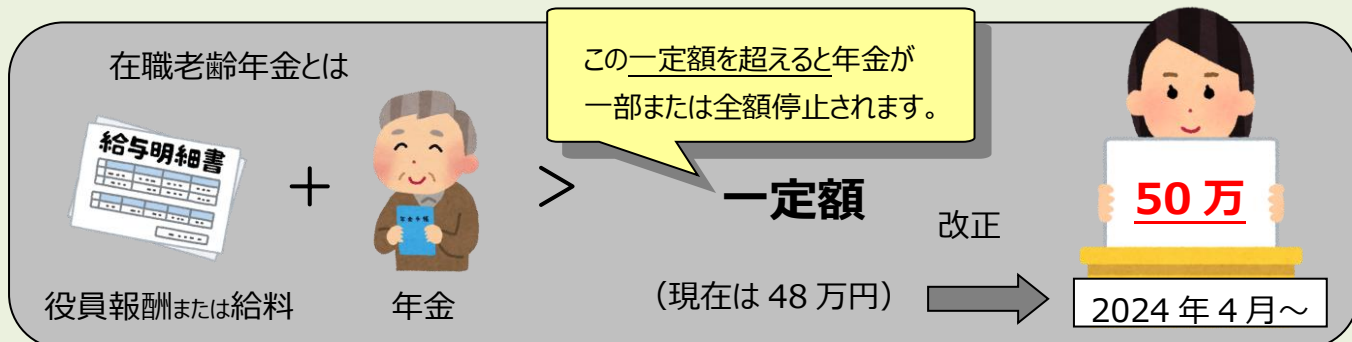
令和6年1月「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児のための短時間勤務制度がより利用しやすくなるよう、育児休業している従業員でなく、それをカバーする周囲の従業員に手当を支給した場合の助成金となります。

V. 連載！年金 Ver.2 『在職老齢年金の改正』 ～2024年4月から～

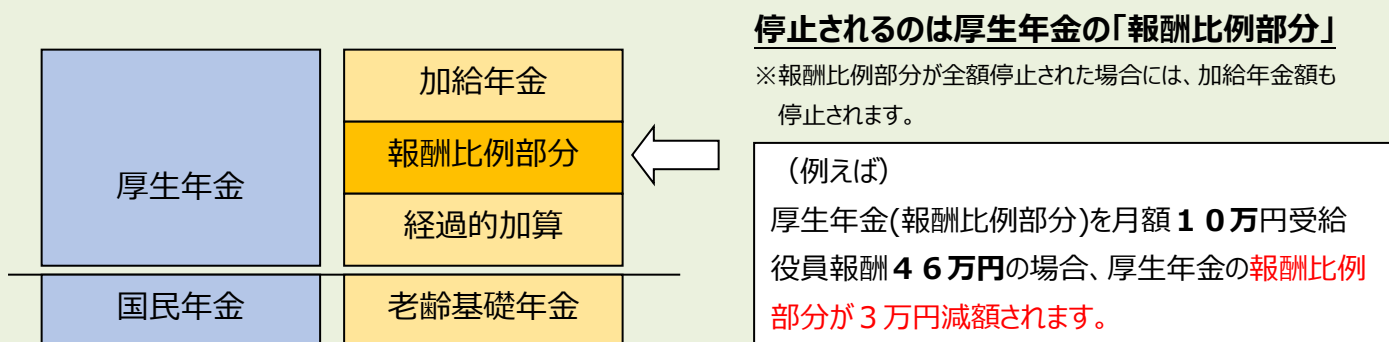
「年金を受給しながら働くと年金が減額されることがある！」

ご存知の方も多いこの在職老齢年金、2024年4月からの支給停止の基準が改正されます。

下の図のように、役員報酬または給料と年金を足した額が50万円を超えると支給停止が始まります。



では、具体的にどの部分が停止されるのでしょうか？例えば、65歳から受給できる年金は下記のように2階建てになっていますが、停止されるのは厚生年金部分の一部で国民年金部分はカットされません。



満額の年金を受給したい場合は、役員報酬や給与との調整が必要になります。どのように調整したらよいのかアドバイスをさせていただきますので、誕生日月にお手元に届く「ねんきん定期便」をご用意のうえお気軽にご相談ください。

VI. 2024年経営指針発表会を開催しました！

2024年2月8日(木)ザ・クレストホテル柏にて経営指針発表会を開催いたしました。

今年は、新たな中期経営計画(2024～2026年)がスタートする年となり、指針発表会では、これまでの三年間を振り返るとともに、事務所の10年ビジョンや経営方針が明確に示され、それに基づいた今後の業務目標や行動計画を発表いたしました。また、職員一人ひとりが、それぞれの目標を持ち、理念の具現化にむけて努力し、これからお客様にとって信頼される事務所であり続けるため、職員一同、気持ちを新たに邁進してまいります。

発表会の様子など、Instagramに写真を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

☆Instagramはこちら⇒



社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所
〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101
TEL 04-7160-3235
【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>
【Instagram】https://www.instagram.com/office_yama
【MAIL】info@office-yama.jp

